

令和4年第3回
利根町議会定例会会議録 第2号

令和4年9月5日 午前10時開議

1. 出席議員

2番	山崎 誠一郎 君	8番	井原 正光 君
3番	片山 啓 君	9番	五十嵐 辰雄 君
4番	大越 勇一 君	10番	若泉 昌寿 君
5番	石井 公一郎 君	11番	船川 京子 君
6番	石山 肖子 君	12番	新井 邦弘 君
7番	花嶋 美清雄 君		

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町 長	佐々木 喜章 君
教 育 長	海老澤 勤 君
総 務 課 長	青木 正道 君
政 策 企 画 課 長	布袋 哲朗 君
財 政 課 長	蜂谷 忠義 君
防 災 危 機 管 理 課 長	亀谷 英一 君
税 務 課 長	大越 達也 君
住 民 課 長	松永 重生 君
福 祉 課 長	三好 則男 君
子 育 て 支 援 課 長	花嶋 みゆき 君
保 健 福 祉 セ ン タ ー 所 長	狩谷 美弥子 君
生 活 環 境 課 長	飯田 喜紀 君
保 険 年 金 課 長 兼 国 保 診 療 所 事 務 長	松本 浩睦 君
農 業 政 策 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	大越 聖之 君
建 設 課 長	中村 敏明 君
ま ち 未 来 創 造 課 長	清水 敬子 君
会 計 課 長	本谷 幸洋 君
学 校 教 育 課 長	中村 寛之 君

生涯学習課長 桜井保夫君
指導課長 丹晴幸君

1. 職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 宮本正裕
書記 荒井裕二
書記 辰尾尚美

1. 議事日程

議事日程第2号

令和4年9月5日（月曜日）

午前10時開議

日程第1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

午前10時00分開議

○議長（新井邦弘君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程に入る前に、一般質問について確認事項を申し上げます。

執行部には反問権を付与しております。議員の質問に疑問があるときは、反問する旨宣告し、議長の許可を得て反問してください。

次に、議員に申し上げます。会議規則第61条第1項の規定により、一般質問は町の一般事務についてただすものです。したがって、町の一般事務に関係ないものは認められません。通告に従い、十分これらのルールを遵守するよう申し上げます。

これより議事日程に入ります。

○議長（新井邦弘君） 日程第1，一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

1番通告，2番山崎誠一郎議員。

〔2番山崎誠一郎君登壇〕

○2番（山崎誠一郎君） こんにちは。令和デモクラシーの山崎誠一郎でございます。まず、お忙しい中を傍聴にお運びをいただき、また、ライブ中継を御覧いただき、感謝を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の推移も、引き続き予断を許さない状況が続いております。町民の皆様には引き続き、手洗い、うがい等の基本動作の徹底をお願いいたします。そして、この3年近くにわたりコロナ対応を担っていただいている町内の医療関係者並びに保健福祉センターの関係者の皆様の努力、御尽力に、心から感謝を申し上げます。

それでは質問に入ります。

今回の私の質問は、現在世界的に発展を遂げていますeスポーツについて質問いたします。

まず、質問の前に、簡単にeスポーツについて御説明いたします。

eスポーツとは、エレクトロニックスポーツの略称であります。いわゆるエレクトロニック、電子という意味でございますが、すなわち電子機器を用いて行う娯楽、競技、スポーツ全般を指す言葉であり、コンピューターゲーム、ビデオゲームを使った対戦をスポーツ競技として捉える際の名称のことと御理解いただきたいと思います。

このeスポーツであります。現在、世界における発展はすさまじく、現在の競技人口は、世界で一番競技人口の多いバレーボールやバスケットボール、卓球やサッカー、テニスに引けを取らない競技人口となっております。世界で約1億3,000万人、市場規模も世界で約2,000億円弱の試算がはじき出されております。

そんな中で、日本は世界から見て立ち後れていると言われておりましたが、最近では、国内においても20代、30代の男性を中心に400万人以上のファンが存在し、市場規模も約500億円、さらには今後も増え続けていくと予想されるようになってきました。

さらにここに来て、国内の自治体や企業が、これまでのメディアでは届かない若者、いわゆる25歳以下のZ世代ですね、Z世代と言われる若者に対してeスポーツが最適な手段だと考え始め、まちの活性化、まちおこし等にも取り組み始めております。ほかに、ダイバーシティを実現する多様性が着目され、様々な取組に活用シーンが広がってきております。

eスポーツによる地域活性化では、学校への広がりとしてeスポーツ部の設立、学生大会の実現、ICT人材育成、ほかに福祉、健康増進、地域交流、観光強化、国際交流への広がりによるグローバルな人材育成なども、このeスポーツの活用により広がりが出てきております。ここに来て、全国の高等学校などでの取組は顕著でありまして、当町にありますウェルネススポーツ大学も、大学をはじめ附属の高校などでも取り入れる準備を進めているようであります。

また、自治体による地域活性化への取組では、神奈川県横須賀市などでは若者が活躍できる誇れるまちづくり、また、山形県長井市ではデジタル人材育成、ICT人材普及促進、

少子高齢化による人口減少対策，地域コミュニティの活性化等に取り組んでいるよう
あります。さらに，ほかの自治体でも，ここに来て産業振興や多様性を尊重した社会の実
現等に取り組んでいるところでございます。

そして，茨城県では，令和元年にいきいき茨城ゆめ国体が開催され，その中で，国体史
上初めてとなるeスポーツ大会，全国都道府県対抗eスポーツ選手権2019 I B A R A K I
が開催され，全国からも大きな注目を集めました。この大会は，国体の文化プログラムの
一環として行われ，各都道府県の予選を勝ち抜いた，下は8歳の小学生から上は40代の社
会人までの約600人の選手が参加しております。競技種目は，サッカーゲームの「ウイニ
ングイレブン2020」，そして，カーレースの「グランツーリスモSPORT」，最後に，
パズルゲームの「ぷよぷよeスポーツ」の3タイトルであり，この3種目で日本一を都道
府県別に競い合った結果，茨城県が総合優勝したこともあり，大きな盛り上がりを見せ，
大井川知事肝煎りで取り組んだこの大会は大好評であったと記憶しております。その後も
県内各市町村で各種のeスポーツ大会が行われるなど，全国的にも茨城県はeスポーツの
先進県として現在評価をいただいているところでございます。その後，これが起爆剤とな
りまして，茨城国体の後，日本での3度の国体においてもeスポーツ競技が開催されてい
ると，続けているというところでございます。

茨城県では，eスポーツは今後の成長産業として大いに期待し，県では今後も他県に先
駆けた取組のさらなる加速化を図り，eスポーツ拠点としての本県の魅力を強力に発信す
るとともに，企業の先進的な取組を後押しし，新産業の創出に努めていると伺っており
ます。この9月の茨城県議会でも，補正予算として，eスポーツの裾野拡大を図るため，関
係団体と連携して，特色ある高校生対象のeスポーツ大会の開催やゲームソフトを活用し
たプログラミング学習の出前講座などを実施するという事で，いばらきeスポーツ産業
創造プロジェクト事業として補正予算が提出されております。さらに，2年後のパリオリ
ンピックでも，公開競技として取り入れが検討されているようであります。柔道，水泳，
陸上，サッカーなどの今までの競技と一緒に，eスポーツとして，金メダルだ，銀メダル
だと国民が興奮する時代が現実となるかもしれません。

そこで，これから発展が期待できるeスポーツについて，利根町として今後どのように
このeスポーツと向かい合い活用していくのかについて，町の考えを伺います。

○議長（新井邦弘君） 山崎誠一郎議員の質問に対する答弁を求めます。

佐々木町長。

〔町長佐々木喜章君登壇〕

○町長（佐々木喜章君） それでは，山崎議員の御質問にお答えをいたします。

eスポーツは，山崎議員が御説明されたとおり，エレクトロニクススポーツの略称で，
コンピューターゲームを使用した対戦をスポーツ競技として捉える際の名称でございます。
野球やサッカーなどのバーチャルスポーツのほか，シューティングゲームや格闘ゲームな

ど様々なジャンルの大会が国内外で開催されており、我が国でも注目度が年々増加しているところがございます。

現在、eスポーツは単なるゲームとしての枠を超え、教育分野、福祉分野及び地域間交流の場といった幅広い分野に活用できる可能性が見込まれております。

まず、教育分野におきましては、中学校や高校での学習現場、また、部活動としてeスポーツ部を設立する動きがあり、教育ツールとしてeスポーツが徐々に注目されております。

次に、福祉分野におきましては、高齢者や障害者の方のリハビリテーションや社会参加のきっかけづくりとしてeスポーツが活用され始めております。楽しみながらリハビリテーションに取り組むことができ、高齢者や障害者の方にとって、日常生活では体験しがたいチームプレーによるコミュニケーションの体験をもたらしてくれるものとして、その価値が注目されているところがございます。

地域間交流の場におきましては、eスポーツは年齢や性別に関係なく、また、障害者の方でも参加できることが特徴でありますので、各地域の様々な層の方たちが集い交流することができるため、自治体において年々注目されているものと考えております。

御質問にございました、今後どのようにしてeスポーツと向き合い活用していくのかについてですが、まちおこしや学校跡地利活用等での活用が考えられます。

まず、まちおこしに関しまして、eスポーツを活用したコミュニティーの形成やイベント等の開催は、若い世代の集客につながることを期待できるものと考えております。また、学校跡地の活用につきましては、学校跡地利活用検討委員会のほうで、コワーキングスペースや町民の方への貸出し等を整備する方向で検討を進めております。その中で、eスポーツに関する施設として活用をすることも可能であると考えておりますので、学校跡地の新しい施設が地域や年齢を超えた多くの方が集まることにより、地域間交流の場になればと考えております。その他、現在役場の若手職員研修の一環として、職員5名のグループから、まちおこしや新規関係人口を確保するための手段として、eスポーツの推進の企画書が提案され、企業や先進自治体への視察等も検討しているところがございます。今後の情報収集も含め、その取組に期待をしているところがございます。

現時点では、eスポーツに対する対応については、その持っている力や可能性について調査を行っている段階ではございますが、全く新しい地域活性化の手法として、ゲームに対するネガティブなイメージの払拭を含め、継続して行える施策、仕組みの構築を考慮しながら、引き続き調査してまいりたいと考えております。

○議長（新井邦弘君） 山崎議員。

○2番（山崎誠一郎君） ありがとうございます。通告してから、いろいろ調べていただいて、また、今、若手の5人のチームをつくって、いろいろ対応されているということ伺いまして、非常に力強く感じた次第でございます。

今、町長の答弁にもありましたように、eスポーツは、地域間交流の場としても年齢層も幅広く、活用もでき、非常に有効と考えていますという答弁をいただきました。特に、若者、性別、障害者、障害をお持ちの方などの各層の方々が活用できるということで、より幅広い利用価値があるのかなと思っております。

行政ということなので、今答弁の中にありましたように、教育分野、福祉分野について、活用事例などがありましたら、お聞きしたいと思います。

担当課長、よろしく申し上げます。

○議長（新井邦弘君） 布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） それでは、eスポーツにおけます教育分野、福祉分野での活用について御説明をいたします。

まず、教育分野の活用でございますが、eスポーツの普及が進んでいるアメリカでの事例となりますけれども、eスポーツを普及させるだけでなく、次世代の教育をeスポーツで活性化させる、そういう目的で、eスポーツ連盟が設立されております。世界の11か所に拠点がございまして、eスポーツを学習、教育を促進するための効果的なツールとして活用しまして、主に中学生や高校生の知能向上や社会性や情動性を育む社会的感情学習の向上を目指しております。実際の調査結果によりますと、eスポーツの導入によりまして、生徒の欠席率、それが減少したり、成績の向上といった学校での学習態度や学習活動がより積極的になるという研究結果もございます。

現在、日本でも、eスポーツを中学校や高校の学習現場、部活動などで採用する学校は増加しておりまして、先ほど紹介させていただきました北米教育eスポーツ連盟の調査によりますと、2018年と2021年のeスポーツを採用する学校数を比較しますと、アメリカでは72校から1,682校へ、また、日本におきましても71校から285校へと増加傾向にあるとの調査結果が発表されております。茨城県におきましては、2022年4月30日現在でございますが、高校では一応6校が加盟されているというようなところでございます。日本におきましても、全国高校eスポーツ選手権が開催されたり、文部科学省や経済産業省がeスポーツの成長支援を打ち出していることから、学習や人材育成の手段としてeスポーツが有効であることがうかがえます。

次に、福祉分野での活用でございます。

先ほど町長の答弁にもございましたように、楽しみながらリハビリテーションに取り組むということが、eスポーツを活用したリハビリテーションの最大の特徴となっております。リハビリテーションは、プログラムの内容によってはつらかったり退屈だったりということもございますが、eスポーツは、楽しみながら体を動かすことができる上、次は勝ちたい、もっと上手になりたいという向上心が生まれ、楽しく続けられるということが考えられております。また、eスポーツは、パソコンの操作を習得することにも役立つため、障害のある方の就労の場を広げる可能性も期待できると考えております。

eスポーツにおける教育分野、福祉分野での活用につきましては、以上となっております。

○議長（新井邦弘君） 山崎議員。

○2番（山崎誠一郎君） ありがとうございます。教育分野では、eスポーツ、学習や教育を促進するための効果的なツールとしての活用と。あと、今、御答弁の中にありましたが、欠席率の減少や成績の向上、学習態度や学校活動がより積極的になるといった結果が出ているということで、非常に素晴らしい効果が出ているのだなということを感じました。このような成果があれば、日本でも先ほど数をおっしゃっていましたが、アメリカでも非常に多く増えていると、日本もこれからどんどん増えていくのではないのかなという思いをいたしました。

また、福祉分野でも、楽しみながらのリハビリテーションとしまして、リハビリテーションというのは退屈でつらいものという印象を私も持っておりますが、そのeスポーツにより、向上心の向上及び楽しく続けられればという、こんな素晴らしいことはございませんので、非常に効果があるのだなということでございます。また、障害者の方の就労の場が広がるということも期待されていると、これまた素晴らしい結果が出るのだなという印象を持ちました。

非常に素晴らしい中身を今教えてもらったのですが、そこで、利根町としては、現在、小学校統合で文小学校と文間小学校の利活用の検討がされておりますが、先ほどの町長の答弁にもありましたように、地域間交流の場になればと考えているということでございました。私も全く同じ考えでございます。このeスポーツの、例えばその廃校後の教室で、スタジオを廃校後の教室に設置して、近隣のこの近辺とか近隣の中心的な役割を果たしてはいかかなという考えを持っております。

学校跡地については、各世代、70歳以上、60歳以上、50歳以上、30歳以上、20代、あとは10代といういろいろな考えがあって、それに沿った形での活用方法ということは今考えていらっしゃると思いますが、現在、20代、30代の若者に人気のあるこのeスポーツ、これから人気が出ると考えられておまして、非常に伸び代の点からいくと非常にあるという思いをしております。その伸び代のあるeスポーツを取り入れることは、間違いなく町の活性化、地域の活性化、町を盛り上げるということに貢献するのではないのかなという考えを持っております。

ちょっと質問から外れるかもしれませんが、ほかにもeスポーツの教室及びスタジオと一緒に、これもスポーツの話なのですが、去年の東京オリンピックで採用されたロッククライミング、ボルダリングですね。そういった練習場も小学校廃校後の体育館、それと、スケートボードなども校庭に造れば人が集まってくるのではないのかなという考えを私、個人的に持っております。スケボーとかクライミングというのは、幼稚園とか小学生の子たちもやっているスポーツなので、そういったものがあれば人が集まってくるの

ではないのかなという考えを持っています。ちょっと外れましたがすみません。

この一般質問をするに当たって、先ほどの町長、布袋課長の答弁でありましたように、5人のチームつくったということでありましたが、私もこの一般質問をするに当たって、町の職員にeスポーツについてヒアリングをいたしました。既に、eスポーツのチームに所属して活動している職員の方もいらっしゃいました。茨城県が中心となっていていろいろと活動はしていますが、県内の自治体としてはまだ本格的に取り組んではいないこのeスポーツ、こういった職員、あと5人の研修メンバー、そういった方々が中心となって、先ほど町長が言われておりましたが、若手教育研修の一環としての5名のグループから成る職員の皆さんが中心となって、利根町がいち早く活用し、まちの活性化対策に取り組むことは重要と考えています。

再度、担当課長にそういったところについての御答弁をお願いいたします。

○議長（新井邦弘君） 布袋政策企画課長。

○政策企画課長（布袋哲朗君） それではお答えをいたします。

まず、若手職員の研修について御説明いたします。

5人のメンバーが、茨城県がいばらきeスポーツ産業創造プロジェクトをスタートしましてeスポーツを推進しているという、そこに注目をしまして、利根町においてもeスポーツを推進し、県内自治体の中で利根町がeスポーツ先進自治体になることにより、若年層、10代から20代をターゲットとした先進的なまちおこしを行うというテーマで、研修といたしますか、調査を進めていただいております。

実際に、もう既にいろいろと調査を進めていただきまして、先日であれば、東京ビッグサイトのほうに行きまして施設の見学、また、9月1日には、茨城県の水戸に設営されましたeスポーツの会場に行きまして、どれぐらいの大きさなのかとか、そういうものも全て調べていただいております。また、その大会に参加する自治体、既に2チームほど自治体のほうでeスポーツ部というのがあって、そこで参加しているという情報も伺っております。

また、茨城県の中に、いばらきeスポーツ産業創造プロジェクト推進協議会の会員として、今のところ利根町はまだ入っていないのですけれども、30の自治体がもう既に加入しているということでございます。利根町のほうにおきましても、まだ全ての自治体で、そのように取組はしているのだけれどもまだ進んでいない状況でございますので、利根町としてもできるだけ早く進めていければなというふうに考えておりまして、その若手の研修には非常に期待しているところでございます。

先ほど町長から答弁ありましたが、学校跡地のところでございますけれども、学校の一部をコワーキングスペースや町民貸出しのスペースにする方向で今検討してございます。そのスペースをeスポーツとして活用することも全然可能なのかなというふうに考えておりますので、この辺につきましても、学校跡地利活用の活用方針案の中で、町内外から

人が集まる施設，町民団体の活動拠点及び地域住民が活用できる施設，このようになってございますので，コワーキングスペースや町民貸出しスペースを貸出しするということも可能と考えております。

この学校跡地が，新しいそこの施設が，地域や年齢を越えた多くの方が集まることで本当に地域の交流の場となるように，そういう形で進めていきたいというふうに考えておりますので，柔軟にその辺は対応していきたいというふうに考えております。

○議長（新井邦弘君） 山崎議員。

○2番（山崎誠一郎君） ありがとうございます。いろいろ調べていただいて，また取り組んでいただいているということがよく分かりました。eスポーツ，普通の今までもスポーツと若干違うのですけれども，スポーツはとにかく明るくしますのですので，活躍すると感動ももらいます。前向きに検討をお願いしたいと思います。

先週のニュースだったのですが，8月29日，トヨタ自動車は臨海副都心に，先ほどビックサイトとおっしゃいましたが，臨海副都心にeスポーツなどを行う1万人収容の次世代大型アリーナを2025年秋にオープンすると発表，ニュースでやっておりました。どんどんこれから進化するICTやこのeスポーツなどと我々の生活も，行政も一緒に進んでいかなければならないのではないのかなと私は考えます。

先ほどこれも布袋課長がおっしゃっていましたが，茨城県と水戸市は，水戸駅前の閉店後の丸井，丸井が閉店した後のところをeスポーツの拠点にするということで，今年2月，地元IT企業と中心となって，茨城県とあと水戸市，eスポーツを核とした施設を立ち上げて，まちのにぎわいづくりを今進めているところでございます。我々もその進化に立ち後れないように，常に遅れることなく，常に先行もしくは共に進んでいかなければならないのかなという思いを持っております。

今回，私，eスポーツを活用して，町の活性化，まちおこし及び地域の活性化等に役立つと考え，質問をいたしました。前向きなお考えを持っているということは重々お伺いしましたので，執行部において，今後前向きに検討されることをお願いしまして，質問を終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（新井邦弘君） 山崎誠一郎議員の質問が終わりました。

暫時休憩をいたします。再開を10時45分とします。

午前10時29分休憩

午前10時45分開議

○議長（新井邦弘君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

2番通告，10番若泉昌寿議員。

〔10番若泉昌寿君登壇〕

○10番（若泉昌寿君） デモクラシー会員の若泉でございます。

今日の一般質問の中身は、長い間本当に解決していない羽中地区にある大規模農地といえますか、そのことについてお伺いしたいと思います。

この羽中地区の開発につきましては、兼松江商から始まってもう約30年近くになるのではないかなと、そのように思います。最初は住宅開発から始まって、それが結局、住宅開発は無理だということで、今度は農地、その間もいろいろと変わらして、その間、私、ここに立ちまして、雑草の件とか、いろいろな面で何回も質問しております。ですから、今回で何回目の質問になるか分かりませんが、今の現状を今日は質問させていただきますので、よろしくお伺いしたいと思います。

ニュータウン南側から浄化センターへ向かう道路の両側にある大規模農地は、埋立工事の許可が令和4年9月17日と期限が迫ってきております。その間、6か月以上は埋立工事が中断されておりました。しかしながら、7月に入り、今度は布川側の埋立てが再開されました。これについては、私はちょっと納得できない。ということは、羽中側から埋立てが始まりまして、それで全体の約4分の1ぐらい埋め立てました。それで、その次、結局その続きとしまして埋立てが始まったところを中断してしまい、今度は布川側のほうへ移ってしまいましたので、なぜなのか、ちょっと私には納得できませんのでお伺いしたいと思います。

それで、4分の1の埋め立てたところ、ヒマワリの種をまきまして、作業員2人から3人、結構まめに草取りをやり消毒をやり、いろいろやりましたが、残念なことに、どういいうわけかヒマワリも50センチくらい成長して、それで私はもっと期待していたのですよ。ヒマワリの花が一面に咲いて、見事なヒマワリ畑になるなど思っていたらば、この暑さにもよるのでしょうか、何日も花は咲かないで結局枯れてしまい、今は見る影もない、そんな状況でございます。そのことについては非常に残念だなと思います。

そこで、一つ目の質問といたしまして、住宅地が近い羽中側の埋立てが途中までで中断し、先ほども言いました、終わっていないことにも関わらず、なぜ今度は布川側を着工したのでしょうか、その件に関しましてお伺いいたします。あと、(2)(3)(4)は自席で伺います。

以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 若泉昌寿議員の質問に対する答弁を求めます。

飯田生活環境課長。

〔生活環境課長飯田喜紀君登壇〕

○生活環境課長（飯田喜紀君） それでは、若泉議員の御質問にお答えいたします。

羽中地区の大規模埋立地は、株式会社未来ファームが町道2523号線の東側、羽中側を埋め立てる計画を行い、茨城県の許可を得て事業を行っているものです。中断している理由を株式会社未来ファームに問い合わせたところ、埋立てする土は茨城県が許可をした発生元の土しか持ち込むことができません。土の発生元の工事が止まっており土の発生がない

ことから、中断しているとのことでした。羽中地区の埋立て工事の事業再開については、今後、土の発生元の工事業者と話し合い、今後の対応を決め、状況によっては工事期間を再度延長する可能性もあるとのことでした。

布川側の埋立てについては、株式会社利根町未来ファームが茨城県から許可を受けて事業を行っており、埋立ての土は許可をいただいている別の発生場所から発生しているためとのことでした。

○議長（新井邦弘君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） ただいま課長の答弁を聞きまして、納得というより、その理由は分かりました。

今の課長の答弁ですと、要は、一番最初にヒマワリ畑になっているところ、その埋立てが終わりました。その次、許可を見ますと、やはり結局、今年、令和4年9月17日、それで切れるわけなのですが、もう切れてしまいましたよね。それを続けて、最初はやったのですよ、やり始まった。それで途中でやめてしまったからおかしいなど。それでその間6か月くらい埋立工事はやっていません。突如そうしましたら、今度、布川側のほうを埋立てが始まりました。

始まった理由は、それは今、課長の答弁によりますと、持ってくる土のその場所の関係なのかなと思いますが、要するに、今、布川地区の埋立ての持ってきている土は全く別な場所なのですが、その場所はどこなのですか。

○議長（新井邦弘君） 飯田生活環境課長。

○生活環境課長（飯田喜紀君） 布川側の許可をもらっている土の場所ですが、千葉県柏市と伺っております。

○議長（新井邦弘君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） 千葉県の柏のほうから今の土は運んでいるということなのですが、それで、課長がどこまで分かっているか分かりませんが、では、今現在、布川側のほう埋立て始まっていますよね。

そこ全体を埋めるだけ、柏のほうから土を持ってこられるだけの量はあるのかどうか、ちょっとお伺いします。

○議長（新井邦弘君） 飯田生活環境課長。

○生活環境課長（飯田喜紀君） そこまでのことは、町のほうでは分かっておりません。以上です。

○議長（新井邦弘君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） 町では分からないという答弁なのですが、これ未来ファームとの連絡というか、話、そういうことは全然やっていないのですか。

○議長（新井邦弘君） 飯田生活環境課長。

○生活環境課長（飯田喜紀君） あくまでも、この盛土に関しましては、許可は県のほう

で許可をしております、県のほうに書類のほうは提出されております。現在、先ほどお話ししたように、柏から土を持ってくるということで許可を受けていますので、その量、当然全部が埋まるかどうかに関しましては、町のほうとしては理解しておりません。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） 実は、そのことに関して、私、事務所のほうへ、●●●●さんという方かな、その方と電話でお話したのですよ、この土の件に関して。そうしたら、答えは、羽中側のほうの土地は持って来るところが今のところない、ですから、布川側のほうを持ってこられるところまで来たから、それで今、布川側のほうをやっているのだと。では、羽中側のほうはどのように考えているのかと、そこまで私、伺いました。

そうしたら、今年度中には今、布川側をやっています、しかし、羽中側のほうも今年度中には始まって、恐らく今年度中には両方埋立ては完了する予定でございますという、私はその●●●●さんから聞いておりますけれども、課長としては、そういう話はどうなのですか。

○議長（新井邦弘君） 飯田生活環境課長。

○生活環境課長（飯田喜紀君） これ2番目の質問で、工事の完了はいつ頃予定なのかということで質問が来ているものと同じ回答になってしまうと思うのですが……。

○10番（若泉昌寿君） 土の件だから、それはいいんじゃないですか。2番目は、いつ頃終わるか、終わらないのか。

○生活環境課長（飯田喜紀君） 業者のほうに確認したところ、今答弁させていただいた、いつまでに終わるといことは、町のほうには報告来ておりません。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） 私、一町会議員として、未来ファームの●●●●さんとの電話の話なのですが、●●●●さんは、そのようにはっきりおっしゃっていましたよ。今年度中には、羽中側も始まりますと。では、布川側と羽中側、両方同時に埋立工事を行ったらば、ダンプの台数が多くなって、これは本当に近辺の人たちも大変困るのではないのと、そういう話までしましたよ。そうしたら、未来ファームのほうでは、それはちゃんと振り分けてやりますから大丈夫ですと、そういう答弁までもらっているのです。

町は、そういうことを全然知らないということはどうなのですか。私、一町会議員として未来ファームの方に聞いて、そのようなこと答えをいただいているのですよ。町はそういうことを本当に知らないのですか。

○議長（新井邦弘君） 飯田生活環境課長。

○生活環境課長（飯田喜紀君） 先ほどお話ししたように、町のほうとしては聞いておりません。

○議長（新井邦弘君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） それは、私から見たらちょっと無責任なのかなと、そのように私はちょっと思いますけれどもね。はっきり言って、このことに関して、私もそちらでも言いましたけれども、何回質問しているのか分からないのですよ、いろいろ。あの土地に関しましては、本当に羽中の住民、それからニュータウンの人たち、ともかく結構迷惑がかかっているのですよ。年数が長いのですから、5年や10年ではないのですよ。ですから、我々とすれば、早いところ結局解決してもらいたいというのが本音なのです。でなかったら、このことに関して何回も何回もしつこく私しませんよ。

以前はそうでしょう。ヨシが生えて刈ってくれない、冬になったらどうなるのか、みんな心配していましたよ。私のところ、随分来ますよ。若泉、どうするのだよ、冬になって枯れて、たばこでもポイとやられたらどうするのだと。そう言われれば、私も真剣に考えるしかないですよ、これは。これ、課長のことを責めているわけではないですよ。ですから、このことに関しては、そういうことなのです。

それで1番目のそれは、もう分かりました。私はでも、電話ではそのように伺っているのですから、課長ももう一度、はっきり言って町会議員の若泉から電話があつて、そのようにお答えしたらしいけれども、どうなのですかと、そのくらいのことは、聞いてもらったほうがいいのではないですか。ぜひとも電話で聞いてみてください。●●●●さんです。

では、2番目に移ります。

埋立工事の完了はいつ頃予定なのでしょうかと。これ、さっきちょっと言ったでしょうが、改めて伺います。

○議長（新井邦弘君） 飯田生活環境課長。

○生活環境課長（飯田喜紀君） 埋立工事の完了時期ですが、発生元状況等の影響が大きく、新型コロナウイルス蔓延により設計変更を余儀なくされ、工程も変わったため、いつ頃と明確に回答することができないとのことでした。

先ほど、若泉議員のほうでは年度内ということでお話があったのですが、町のほうからの問合せには、今のように、いつ終わるか分からないという回答をいただいているので、こういう答弁となっております。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） ちょっとそれはおかしいのではないですか。町のほうへはそういう回答をしておいて、私、一町会議員が電話で伺えば、本年度中には終わりますよと。どっちがどうだか、私に関してはどっちを信用していいのか分からないけれども。町に関しては、随分、向こうの未来ファームから見たら、厳しい言い訳の答弁というか、そういうことですね。私に対しては、いや、今年中には埋立ては完了しますよと、そういう答弁なのですよ。ちょっとそれは、私としたり、どっちを信用していいのか分からない。

それ、本当にあれなのですか、課長、まさか聞かないのに聞いたよなど、そういう答弁はしていないでしょうけれども、それは未来ファームのどなたという方とお話しいしたのか、ちょっとお伺いします。

○議長（新井邦弘君） 飯田生活環境課長。

○生活環境課長（飯田喜紀君） 先ほどの若泉議員の向こうの担当者の●●●●さんというお話がありましたが、私の町のほうの回答も●●●●さんが答えております。ですから、町のほうに言っていることと若泉議員に言っていることが違うということですが、確認した人物は同じ●●●●さん。ですから、どちらが正しいかと言われてしまうと、ちょっと町のほうとしても、私のほうとしても分からないというのが現状でございます。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） 町のほうへの答弁、聞かれて答弁が●●●●さん、私が電話で聞いてお話ししたその方も●●●●さん。同一人物なのですよ。●●●●さんという方は、未来ファームの地位でいうとどういう方なのですか。

○議長（新井邦弘君） 飯田生活環境課長。

○生活環境課長（飯田喜紀君） ちょっと資料がないので確かなことは今の時点では確認できませんが、取締役ではないかという、担当者の話から聞いております。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） 取締役という役職を持っている方でしたらば、それは、その未来ファームの今の現状もよく分かっているし、これから先どのように持っていくかという、それももちろん分かっているわけですよ。また、責任もあるわけですよ。

ですから、私に対するお答えと町が聞いた、それに対しての全く違うというのが、これはちょっと逆に、町からその●●●●さんに、若泉町会議員にこのように返答して、何でうちのほうはこうなのだと、その違いはどうなのだと、そのくらいのことを厳しくし聞くべきだと思うのですが。それとも、●●●●さんの考えは、若泉町会議員は地元の議員だから結構うるさい、確かに私うるさいですよ、そのことに関しては。あそこ毎日散歩コースにしていますから、今でも。そうしますと、必ず会社関係の方が来ています。あとは使用人だからあまり聞いても分からない、私には分かりませんと、そうやって言われますけれども、結構、私いろいろと聞いているのです、どうですか、順調に聞いていますかとか、そんな世間話しながら。ですから、あそこで働いている方は、私のこと、町の議員なのだということは、もう覚えられました。ただ、この羽中から出ている町会議員だから、うまい言葉で言っておいたほうがいいのかなど、そのように私も勘ぐってしまいたくなりますよね、町の答弁とは全く違うのですから。

だからこれは、ここで何回もそんなこと言ってもしようがありませんから、きちんと町

は町で、若泉にはこのように答弁しているのではないかと、でも、行政に対しての答弁はこのようにして全然違うではないかと。これからのこともありますから、はっきりと強く聞いてください。全くこんな違うなどというのではどうしようもないですよ。

でもこれを、私にはこう言った、町にはこうだといって、こんなもの何回やったって、1時間やったってしようがありませんから、2番目の話はこれで終わります。よろしくお願いします。

それでは、3番目、埋立て終了後は、サツマイモのほかに農作物として栽培するものは聞いておりますか。このことについて。

○議長（新井邦弘君） 大越農業委員会事務局長。

○農業政策課長兼農業委員会事務局長（大越聖之君） 土地所有者に確認したところ、サツマイモとハーブを栽培するとのことでございます。今年度につきましては、先ほど若泉議員がおっしゃってございましたとおり、肥料として効果がある緑肥作物としてヒマワリを植えたとのことございました。

○議長（新井邦弘君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） ヒマワリというのは肥料になるからということで、ヒマワリを植えたわけなのですね。それは私、初めて聞きました。ただ、あそこで働いている人たちは、芋は今年は植えないので、周りの町民の皆さん方にも喜んでもらえるようにヒマワリを植えて、それで、夏の終わり頃に、あの時期ですから、終わりになってしまうと思いますが、そのように植えるのだと、そんな話は伺っていましたがけれども、先ほども言いましたけれども、残念ながら本当に伸びないのです。こんなものなのです。それで小さな花がぱっぱと咲いて、それも今年は暑いせいか、三、四日で結局花が駄目になってしまっ、もうあとは見られない、そういう状況です。残念です。

それで、今後のことなのですが、サツマイモとハーブを植えるのだと、そういうことなのですね。それが向こうからの答えなのですが、ということは、今、ヒマワリを作っているところは、もちろんサツマイモを植えると思いますが、今、埋め立てているところは、もう手前のほうは整地が始まりましたから、埋め立てる高さはもう決まりました。整地が始まりましたから、そこ辺りにハーブを植えるのかどうなのか、それとも1年間とか半年とか、1年間の半分とか何か何も作らないでそのまま置いておいてハーブを植えるのか、または、今のヒマワリを植えてあるところ、そこを全体サツマイモではなくてハーブと半々にするのか、その辺はどのように聞いていますか。

○議長（新井邦弘君） 大越農業委員会事務局長。

○農業政策課長兼農業委員会事務局長（大越聖之君） あそこは、議員御存じのとおり、民間所有の土地でありまして、所有者のほうに確認したところ、サツマイモとハーブを栽培するというお答えをいただいておりますので、どこにサツマイモを植えて、どこにハーブを植えるという場所までは、ちょっと確認のほうはさせていただいておりません。

ヒマワリのほうなのですけれども、先ほど議員もおっしゃいましたとおり、今年本当にちょっと、私のほうも現地のほう確認させていただいていますが、本当に小さいままで枯れてしまっているような状況でございましたので、ちょっと残念だなという思いはありますけれども、ヒマワリというのは次の年耕して肥料にするための作物ということで植えているということは伺っております。

以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） 課長、行政として、やはり責任はあるわけですよ。ですから、あそこ、どこに何を植えて、そこまでは聞いておりませんではなくて、逆に今、ヒマワリを植えてあるところは、もう完全に埋立て終わっているわけですから、あそこはサツマイモであろうとハーブを作ろうと、それはできると思うのですよ、全面積。

しかしながら、今、南側のほうを埋立て、一生懸命やっているわけですよ。それで、手前のほうはもう埋め立てる高さ、それは終わって、あとは整地しているような状況になっているのですよ。ですから、これから秋を迎え、冬を迎え、春頃にはやろうと思えば何でもできるわけなのですよ。だから、聞いておりませんではなくて、その辺も突っ込んで聞いてもらいたいというのが、私の意見なのです。ただ、どこに何を植えるか分からない、そういう答えではなくて、もう少し行政がきちんと聞いてもらって、ここはどうするのだと、この埋立てが終わった場所は何を植えるのか、いつ頃植えるのかと、そのくらいのこと聞けないわけではないわけでしょうから、そういうことを聞いてもらいたいと思います。

ですから、ぜひ、これからでもいいですから、埋立て終わってからどのくらい置いて、それで何を作るのか、いつ頃作るのか、そういうところを聞いてもらいたいことをちょっと約束してもらいたいのです。

○議長（新井邦弘君） 大越農業委員会事務局長。

○農業政策課長兼農業委員会事務局長（大越聖之君） サツマイモとハーブを栽培することは確認を土地の所有者のほうから取っておりますので、では、どこの場所にサツマイモを植えて、どこの場所がハーブなのかということは確認のほうさせていただきたいと思います。

○議長（新井邦弘君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） よろしくお願ひします。これからも結局どんどん埋立てはやっていくのでしょうから、布川側は。そうすると、来年になれば、恐らく布川側がほとんど埋立てが終わると思います。ですから、作ろうと思えば作物は作れるわけですよ。もし作らなければ、また草が生えるだけですから。

今のヒマワリを植えてあるところ、あれもかなり半年以上も何もしなかった。そのときには、こうですからね、全体的に、草が。草というのは、本当に手入れをしなければ伸びてどうしようもないのですよ。ですから、埋立てが終わったら、即そのようにやったほう

が、相手側、未来ファームもこれはいろいろな面も考えていかなければいけないと思いますので、ぜひともそのようにしてもらいたいと思います。

では4番目、太陽光発電を行うとの話もあります。実際はどうなのでしょう、行政はどのように聞いていますか。

○議長（新井邦弘君） 飯田生活環境課長。

○生活環境課長（飯田喜紀君） 太陽光発電の計画について、株式会社未来ファーム及び株式会社利根町未来ファームに確認したところ、今のところそのような考えはないとのことでした。

○議長（新井邦弘君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） なぜ行政に対する向こうから来るお話と、私が直接電話で話しているのが違うのですかね。はっきりそのように考えはないと言っているのですか、課長。

○議長（新井邦弘君） 飯田生活環境課長。

○生活環境課長（飯田喜紀君） 今、答弁させていただいたとおり、今のところそのような考えはないとの回答をいただいております。

○議長（新井邦弘君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） 私との電話の中では、私のほうから聞いたのですよ。太陽光発電、あそこやろうと思えばできますよね、そういう話も聞いていますけれどもどうなのですかといったら、そういう考えは持っていますという、そのようにはっきり私に言っているのですよ。ですから、太陽光発電だったら、ちょっと高さを高くすれば、その下に作物というのは作れるわけなのです。そういうところもあります。ですから、私は、そうか、では、未来ファームもその太陽光発電を考えているなら、もし造る場合はそのように高さを高くして、その下に作物などを作る、そうすれば、できないことはないのですよ。これが全く私に対する答弁と行政が聞いている行政に対する答弁は、なぜこんなに違うのですか、この未来ファームに関しては。

全く先ほどから言っていますけれども、私との答えと行政に対する答え、全く違うけれども、これはどういうことなのか、ちょっと課長、分かりませんか。何とも言いようがないですか。

○議長（新井邦弘君） 若泉議員に申し上げます。今の質問ですと、先ほどの埋立工事の完了はいつ頃ということ、お互いのここの回答が違うということなので、これ水かけ問答になってしまうと思うのです。あくまでこの質問は、未来ファームに対しての一般質問で、あちらはただの会社なので、よろしく願います。

○10番（若泉昌寿君） 分かりました。

○議長（新井邦弘君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） 今、議長のほうから、これは何十回やってもしようがないだろうと。でも、これからは、きちんと行政として聞く権利はありますから、聞いてくださ

いよ。お願いします。

○議長（新井邦弘君） 飯田生活環境課長。

○生活環境課長（飯田喜紀君） 先ほど若泉議員と私の答弁が違っているということで話がありましたけれども、いろいろ先ほど、今のところそのような考えはないという、私、お答えしたのですが、太陽光発電に関しましては、話は来ているみたいですが、会社としては、今のところそのような考えはないというような回答をいただいております。

○議長（新井邦弘君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） 会社としてはそのような考えはないと、そういうことを今、言いましたよね。私にはそういう考えもありますよということを言っているのですから、だからそれをよく頭の中に入れておいてくださいね。終わります。

次の問題に入ります。

小学校の統合後の交通安全について、これについて伺います。

令和5年4月に小学校が統合され、ほとんどの児童はバスによる通学となります。バス通学なので登下校の心配はないと思いますが、下校してからや休日等の過ごし方、特に児童の交通マナーの指導が必要ではないかと考えますが、また、中学生についても、今、自転車通学、これは、まだ何年先まで分かりませんが、自転車通学ですね。

せめて交通マナーの指導が必要となりますので、改めて、町の考えというか、教育課の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（新井邦弘君） 丹指導課長。

○指導課長（丹 晴幸君） 小学校における交通安全指導ですが、各学校が作成する安全教育計画に位置づけられており、各学校ごとに交通安全教室を開催するなどして指導をしているところでございます。具体的には、信号機のある交差点の利用の仕方や横断歩道の渡り方、自転車の乗り方の指導などを実施し、交通事故の防止に努めております。

これらにつきましては、統合後の利根小学校においても、同様の指導がなされていきます。指導に当たっては、教員だけでなく、町の防災危機管理課を通して取手地区交通安全協会から指導者を招くなどして、児童の印象に残る交通安全教室になるよう工夫してまいります。

そのほか、安全マップを作成して事故の起きやすい場所の確認をしたり、取手警察署からの啓発用のチラシを配布したりするなどして、保護者への周知も含めながら、児童の安全確保を呼びかけてまいります。

こうした利根小学校における安全教育計画は、各校の保健主事や養護教諭が協力して作成することになりますが、既に令和5年度に向けた原案が作成されており、今年度中に完成させることになっております。

また、課題としましては、自転車に乗る際のヘルメット着用率を上げることだと考えております。小学校統合後は児童の行動範囲が広がることが予想されますので、保護者の協

力を得ながら、ヘルメットの着用率が高まるよう、繰り返し周知をしてまいります。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） 今、指導課のほうから、いろいろな安全の対策についてお話がありました。これは今現在、現在はそれでいいですよ。

私が心配しているのは、4月から統合になりました。そうすると、ほとんどの児童というのは登下校に関してはバスで通学するわけですから、恐らく家の近所辺りで乗り降りするのではないかなと思うのですよね。その後のことなのです。結局、家に帰った後、それから、休日、夏休み、冬休み等、そういうときに関して、私は心配しているのですよ。

なぜかという、学校の登下校のときというのはバスで行きますから、皆さん、交通事故の心配というのはないわけですよ。もちろん、だから親も心配していないと思いますよ、これは。ですから、子供自身はもちろんそうなのですけれども、それが、やはり学校から帰った、休日、そういうときには、人間誰でも気が緩むではないですか。それが私、本当に心配している。

ですから、この指導はどうするのですかということで、今回この質問をしているわけなのですけれども、今のままの指導の仕方、決して悪いとは言いません。よくやってくれていると思います。しかし、さらにもう一步、子供たちに、行き帰りはバスだから、みんな心配ないのだよ、安心して学校に行って家に帰ってこられるのだよと。しかし、家に帰ってからが問題なのだよと、そういうことを強く子供たちに、児童たちに言ってもらいたいというのが私の考えなのです。

それについて一言。

○議長（新井邦弘君） 海老澤教育長。

○教育長（海老澤 勤君） 御心配ありがとうございます。

町のほうでは、毎年、通学路点検を、学校、PTA、行政、警察、道路管理事務所、そういったところと危険箇所、通学路を点検しております。具体的な危険箇所の改善を警察や道路事務所のほうに何か所か挙げて要望して、改善もしてきております。

議員御指摘の子供の交通事故は、やはり夕方の4時から6時、ここが一番多うございます。確かに、家に帰ってからの交通事故ということになります。また、小学生でいえば2年生が一番多い、つまり、学校生活に緊張感を持って過ごしていた1年生が、友達が増え、気が緩むというのでしょうか、交友範囲も広がって遊びに出ると。

先ほど申しあげました具体的な危険箇所を学校のほうで挙げて、親御さんで確認をしてもらう、そういった場を学校のほうに指導していきたいと考えています。

○議長（新井邦弘君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） よろしくお願いたします。

それでは、2番目。学校から自宅までおおむね1,500メートル以内の児童はバスは乗ら

ないということになっていると思いますが、まず、その地区、バス通学しない地区を知らせていただきたいなど。

それで何名ぐらいいるのか、人数的に。

○議長（新井邦弘君） 中村学校教育課長。

○学校教育課長（中村寛之君） まず、通告にある回答をさせていただきます。議員のおっしゃるとおり、統合後、利根小学校から自宅までおおむね1,500メートル以内の児童は徒歩により通学となりますので、これまでどおり通学路合同安全点検等を実施し、危険箇所の把握、対策が必要な箇所の改善等を行い、また、地域の見守りにつきましても、児童の安全安心な通学のため、引き続き児童の保護者や地域住民の皆様のお力添えをいただきながら、通学路の安全確保を図ってまいります。

次に、その地区ということですが、地区につきましては、今現状の布川小学校でバスに乗っているのはフレッシュタウンの方、一部になっておりますので、その方以外の方は、ほぼ徒歩通学。文小におきましても、セブンイレブン付近から文小に通っている方もいらっしゃいますので、その方等は徒歩通学ということになると思われま。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） 1,500メートルというと結構離れますけれども、でも、逆に徒歩で通学するという児童は、今現在やっていますから、逆に言ったら安心できるのですよね。見守り隊の大人の方たちもいるし、生徒自身も今まで徒歩で学校へ通っていたから、そういうルールも分かっているし、ですから、逆に私はそんなに心配はしていないのです。だから、これに関してはさほど、そんなに言いたいことはないと思いますが、でもさらに交通安全について指導していただければ結構だと思います。

それと、先ほどちょっと言っておきたかったのですが、指導課長も言っていましたけれども、学校から子供が帰って自転車に乗るとき、乗らなくても構わない、乗るときは必ずヘルメットを小学生もかぶるような、そういう指導をある程度義務というような形に持っていったほうが私はいいのかなと思いますけれども、その点ひとつよろしくお願いします。

最後の質問ですが、自転車通学をする中学生の交通マナーの指導についての状況を伺いたいと思います。

○議長（新井邦弘君） 丹指導課長。

○指導課長（丹 晴幸君） 利根中学校のほうでは、毎日の登下校時に通学路の3か所に職員が立ち、生徒の安全確保と交通マナーの指導に当たっております。また、夏休みなどの長期の休みに入る前には、生徒指導主事から、全校生徒に向けて事故防止の注意喚起を行い、意識づけを図っております。そのほか、自転車の点検やヘルメットの正しい着用の仕方、強風時や雨天時の危険性など、学級担任や部活動顧問から話をすることで交通事故の防止に努めております。

今年度につきましては、茨城県の総合安全支援事業として、自転車での交通事故を防止するためにスタントマンを使った交通安全教室を開催し、生徒の安全意識の向上を図る予定です。

○議長（新井邦弘君） 若泉議員。

○10番（若泉昌寿君） よく分かりました。

中学生の場合、はっきり言って、私も全部毎日見ているわけではないですけども、中学生ですから、生徒たち、自転車に乗るにしても、1列にちゃんと乗っていますね。ですから、そんなに心配しないのかなと私も思っていますけれども、これからも必ず定期的に、そういう交通安全のマナー、事故に遭わないようにするにはどうしたらよいか、それはもう本当に学校にお任せして、ぜひとも交通事故に遭わないような、そういう体制を取っていただければ、これでよいかと私も思っています。

以上で終わります。

○議長（新井邦弘君） 若泉昌寿議員の質問が終わりました。

暫時休憩をいたします。再開を午後1時30分とします。

午前11時34分休憩

午後 1時30分開議

○議長（新井邦弘君） ただいまの出席議員は10名です。10番若泉昌寿議員から所用により退出するとの申出がありました。

定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

3番通告、4番大越勇一議員。

〔4番大越勇一君登壇〕

○4番（大越勇一君） 皆様こんにちは。3番通告、4番、令和デモクラシーの大越勇一です。

世界情勢が混沌としております。ロシアによるウクライナ侵攻から6か月が経過し、多くの死傷者が出ておりますが、いまだに戦争の終息のめどが立っていない状況です。この悲惨な戦争が一日でも早く終結して、平和な世の中になることを祈念いたします。

そして、新型コロナウイルス感染症の拡大で、利根町でも1,490人を超える方々が感染しております。町民の皆様には、御自身で健康管理と感染予防に努めていただきたいと思います。また、傍聴の皆様、そして、ライブ中継で議会を御覧の皆様、貴重なお時間をいただきまして、感謝申し上げます。

それでは通告に従いまして一般質問をいたします。今回は、3項目についてお聞きいたします。

質問事項1、認知症対策についてお伺いいたします。

世界に類を見ないスピードで高齢化が進む我が国において、認知症の人は年々増加して

います。令和元年6月20日、厚労省老健局が発表した資料によりますと、認知症有病率が上昇する場合の将来推計として、2015年には525万人、団塊の世代800万人全員が75歳以上となる2025年には約1.4倍の730万人に達し、高齢者の5人に1人が認知症になると見込まれています。

脳は、私たちのあらゆる活動をコントロールしている司令塔です。指令がうまく働かなければ、精神活動も身体活動もスムーズに運ばなくなります。認知症とは、いろいろな原因で脳の細胞が死んでしまったり、働きが悪くなったために様々な障害が起こり、生活する上で支障が出ている状態を言います。

認知症の症状として、中核症状と行動・心理症状があります。中核症状では、記憶障害、物事を覚えられなくなったり、思い出せなくなります。実行機能障害、計画や段取りを立てて行動ができなくなります。理解・判断力の障害、考えるスピードが遅くなる、家電やATMなどが使えなくなります。見当識障害、時間や場所、やがて人との関係が分からなくなります。主な行動・心理症状としては、行方不明など、歩き回って帰り道が分からなくなります。妄想、物を盗まれたなど事実ではないことを思い込みます。幻覚、見えないものが見える、聞こえないものが聞こえたりします。せん妄、落ち着きがなく、家の中をうろうろしたり、独り言をつぶやきます。抑うつ、気分が落ち込み、無気力になります。不潔行為、風呂に入らない、排せつ物をもてあそぶ。人格変化、穏やかだった人が短気になるなど、性格が変化します。暴力行為、自分の気持ちをうまく伝えられないなど、感情をコントロールできないために暴力を振るいます。

認知症は、今や誰でも発症する可能性があり、誰もが介護者となり得るため、認知症対策の推進は極めて重要であると考えます。本町で行っている認知症対策の現状と課題、また今後の取組について伺います。

以降の質問につきましては自席で行います。

○議長（新井邦弘君） 大越勇一議員の質問に対する答弁を求めます。

佐々木町長。

〔町長佐々木喜章君登壇〕

○町長（佐々木喜章君） それでは、大越議員の御質問にお答えをいたします。

利根町の認知症対策の現状としましては、主に認知症に関する普及啓発及び予防介入、認知症の人や家族を支える支援体制づくりのために役立つ様々な事業を実施してまいりました。主なものといたしましては、認知症地域支援推進員の配置や認知症初期集中支援チームの設置などにより相談業務の充実を図り、医療や介護関係者、民生委員、地域の方々と連携して、医療や介護の早期介入支援やその方に合った自立した生活を支援しています。

認知症の普及啓発としては、認知症ケアパスの作成と活用などの情報発信、また、地域の見守り体制づくりとして、一般町民や中学生、職域などを対象に認知症サポーター養成講座を継続的に開催しております。認知症カフェや介護者の集いでは、認知症の人やその

家族が参加し交流することで直接支援をしています。

課題と今後の取組としては、認知症の普及啓発や支援はまだ十分ではありませんので、今後も継続し、事業の充実を図るとともに、認知症本人や家族の視点を反映した暮らしやすい地域づくりを目指します。

○議長（新井邦弘君） 狩谷保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（狩谷美弥子君） 保健福祉センターで実施している認知症予防事業について説明させていただきます。

平成13年に厚生労働省認知症予防対策研究事業を受け、筑波大学と町の共同事業である利根プロジェクトを基盤とした、もの忘れ予防講座とフリフリグッパ一体操を中心とした地区運動集会を20年以上継続しております。もの忘れ予防講座は専門職による講話が中心で、認知症の知識、治療や対処方法、認知機能低下の予防方法などを学んでいただくものです。今年度は、今月です、9月22日に第64回もの忘れ予防講座を開催いたします。また、住民ボランティアである利根フリフリクラブが運営する、フリフリグッパ一体操の地区運動集会を3会場で月2回ずつ実施しております。認知機能低下は、身体機能の低下と社会性の低下が密接に関連していますので、この地区運動集会は、これらを組み合わせ、頭を使って体を動かし、仲間と楽しく過ごすことで認知機能の向上を目指すものでございます。

そのほか、65歳から80歳の方に生活機能アンケートを実施し、物忘れなど認知機能に心配がある方を対象に、音楽というツールを用いた教室、音楽療法も行っております。この教室は、音楽療法士の指導により、昔なじみの歌を歌い、その時代のことを考える回想法や簡単な楽器を演奏しながら歌うことで脳の活性化を図る内容になっております。

以上のように、長年にわたり認知症予防事業を高齢者の認知症対策の一環として位置づけ、実施しております。大越議員がおっしゃるとおり、今後、高齢化がさらに進み、誰もが認知症を発症する可能性がありますので、これらの事業を継続し、高齢者の介護予防と健康づくり事業の観点から認知症対策として推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 大越議員。

○4番（大越勇一君） 認知症ケアパスについて詳しく説明をお願いいたします。

○議長（新井邦弘君） 三好福祉課長。

○福祉課長（三好則男君） 認知症ケアパスについてでございますが、認知症発症予防から認知症の状態に応じて、いっどこでどのように相談や医療、介護サービスを受ければよいのか、これらの流れをあらかじめ標準的に示したものでございます。

町では、認知症ケアパスのリーフレットを作成しまして、福祉課、地域包括支援センター窓口への設置、町内の介護保険施設及び居宅介護支援事業所へ配布することで、住民の方からの相談の際に活用を図っております。また、町ホームページにも記載しまして、情報発信をしております。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 大越議員。

○4番（大越勇一君） 養成された認知症サポーターの活用については、どのように活用しているのか、また、今後の取組について伺います。

○議長（新井邦弘君） 三好福祉課長。

○福祉課長（三好則男君） 認知症サポーターは、認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人やその家族を温かい目で見守る応援者として位置づけられております。そのため、認知症サポーター養成講座を受講された方がその得た知識を生かしていただき、御家庭や自治会など地域活動、または職域における業務を含む日常生活の中で、認知症の方に出会った際に適切な声かけや見守りを行っていただくことが認知症サポーターの活動であり、その活用の一つと言えます。

今後の取組につきましても、認知症サポーター養成講座の開催を継続することで、認知症についての適切な理解を広げ、認知症になっても安心して暮らせるよう進めてまいりたいと考えております。

○議長（新井邦弘君） 大越議員。

○4番（大越勇一君） 認知症カフェについて伺います。何か所で、どこでどのような形で開催しているのか伺います。

○議長（新井邦弘君） 三好福祉課長。

○福祉課長（三好則男君） 認知症カフェにつきましては、現在、町内2か所がございます。1か所は、社会福祉協議会で実施しておりますサロンすこやかでございます。2か所目は、介護老人保健施設もえぎ野で実施しております虹色カフェもえぎ野でございます。こちらにつきましては、現在、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、開催を中止しております。社会福祉協議会で実施しておりますサロンすこやかでは、認知症の方やその御家族などを対象に、毎月第1木曜日に実施しております。主にお茶を飲みながら自由な雰囲気の中で、参加者の方々が認知症の悩みについて話し合うことで情報交換を行っていただいております。

以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 大越議員。

○4番（大越勇一君） フリフリグッパ一体操地区運動集会の利用状況について伺います。

○議長（新井邦弘君） 狩谷保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（狩谷美弥子君） それでは、大越議員の御質問にお答えいたします。

フリフリグッパ体操を中心とした地区運動集会の実績でございますが、令和3年度、年間40回、参加延べ人数は657人、住民ボランティアである利根フリフリクラブの参加延べ人数は202人となっております。昨年は新型コロナウイルス感染拡大防止のために自粛

要請が出ていない期間を見て実施という形になっておりますので、前年度に比べると参加人数が少なくなっているという現状でございます。

以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 大越議員。

○4番（大越勇一君） もの忘れ予防教室、キラリ脳音楽くらは定員が20名ですが、どのような方が対象となるのか伺います。

○議長（新井邦弘君） 狩谷保健福祉センター所長。

○保健福祉センター所長（狩谷美弥子君） もの忘れ予防講座につきましては、特に参加人数は、定員はございません。どなたでも参加できる講演会となっております。

音楽療法につきましては、65歳から80歳の方に実施する生活機能アンケートの質問項目で、認知機能に心配がある方を対象にしています。認知機能に関する質問項目は、三つです。外出は週に1回未満である、周りの人からいつも同じことを聞くなど物忘れがあると言われる、今日が何月何日か分からないときがあるのうち、1項目以上該当する方が対象となります。

説明は以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 大越議員。

○4番（大越勇一君） 認知症については、早期受診また診断を勧める、そういう体制の構築が今後必要になってくると思います。認知症施策の推進に当たっては、認知症と診断されても尊厳を持って生きることができる社会の実現を目指して、当事者の意思を大切に、家族とも寄り添っていく姿勢で臨むことが重要であると考えます。また、認知症対策の課題については、医療とか介護だけではなく、地域づくりから生活支援、教育に至るまで多岐にわたっているかと思えます。認知症対策として様々な先進事例なども参考にしながら、今後、利根町の認知症対策の拡充をお願いいたします。

次の質問に移ります。

質問事項2、不登校児童生徒への支援について伺います。

不登校児童生徒への支援は、関係者により様々な努力がなされ、児童生徒の社会的自立に向け支援されておりますが、不登校児童生徒は依然として高水準で推移しており、生徒指導上の喫緊の課題であると文科省では認識しているようです。

そこで、本町の状況について伺います。小中学校の不登校児童生徒の推移について伺います。

○議長（新井邦弘君） 海老澤教育長。

○教育長（海老澤 勤君） 大越議員の質問に答えます。

過去3年間の調査において、年間10日以上長期欠席があり、その主たる理由が不登校となっている児童生徒の合計人数を申し上げます。令和元年度が12名、令和2年度が20名、令和3年度が36名と年を追って増えつつございます。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 大越議員。

○4番（大越勇一君） 不登校の原因として多い理由について伺います。

○議長（新井邦弘君） 海老澤教育長。

○教育長（海老澤 勤君） 不登校になる主な理由としまして、小中学生とも一番多いのが、無気力、不安を挙げております。特に中学校においては、無気力、不安を理由とする生徒がその大半を占めております。今回のコロナ流行が始まってから、無気力、不安を理由に登校できなくなる児童生徒が増えつつございます。何らかの因果関係があることが考えられます。そのほかの理由としまして、生活リズムの乱れ、学業に関すること、友人関係などが主な理由として挙げられております。

○議長（新井邦弘君） 大越議員。

○4番（大越勇一君） 不登校児在宅時の学習やメンタルケアなどの対応について伺います。

○議長（新井邦弘君） 丹指導課長。

○指導課長（丹 晴幸君） 不登校児童生徒への学習やメンタルケア等の支援方法につきましては、不登校の期間や児童生徒の状態によって様々ではありますが、原則として、保護者との教育相談による要望に沿った支援を心がけているところです。

現在、各学校で行われている支援方法について、幾つか申し上げたいと思います。

家庭訪問による教育相談や学習支援、学習課題の配布や回収、放課後登校による面談の実施や学習支援、学習用タブレットを用いたドリル学習、さらに、オンライン会議システムを用いた授業の視聴や担任との面談、友人との交流、これらの支援を行っているところであります。

○議長（新井邦弘君） 大越議員。

○4番（大越勇一君） 不登校数は中学生の方が多いようですが、中学校では特別な対応をしているのか伺います。

○議長（新井邦弘君） 丹指導課長。

○指導課長（丹 晴幸君） 利根中学校の例ですが、利根中学校には不登校解消に向けた取組を推進するために、不登校支援加配教員が1名配置されております。その役割としましては、担任に代わって家庭訪問を行ったり、教室に入れない生徒の学習支援を行ったり、担任や養護教諭、生徒指導主事などと連携を図りながら支援計画を作成するなど、不登校生徒へのサポートを充実させるための取組を行っております。

○議長（新井邦弘君） 大越議員。

○4番（大越勇一君） 児童生徒からの学校側への相談体制について伺います。

○議長（新井邦弘君） 丹指導課長。

○指導課長（丹 晴幸君） 町内の小中学校には、教育相談体制を構築する役割を担う教

育相談コーディネーターを位置づけており、悩みを持つ児童生徒や保護者を相談窓口へとつなぐ業務を行っております。具体的には、各学校の相談窓口やその利用方法を保護者に周知したり、担任に相談しにくい内容については、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、学校教育相談員等との相談ができるよう、相談希望者との日程調整をするなどの取組を行っております。また、学級担任は、不登校やいじめの未然防止策として、児童生徒の抱える不安や悩みを早期に発見するために、毎月1回の生活アンケートを実施しています。アンケートには悩みを相談したい先生を記入する欄を設けるなどして、学校全体で児童生徒が相談を持ちかけやすい体制づくりを行っております。

さらに、この2学期からは、利根中学校において1人1台端末を活用した校内オンライン相談窓口を開設し、ニーズに応じて相談方法が選択できるような体制づくりを進めております。

○議長（新井邦弘君） 大越議員。

○4番（大越勇一君） アンケートの内容について伺います。

○議長（新井邦弘君） 丹指導課長。

○指導課長（丹 晴幸君） 各学校で実施している生活アンケートの内容につきまして、児童生徒の悩みや不安感を早期に発見できるよう、各学校で工夫して質問項目を設定しております。表現方法は様々ですが、その主なものとしましては、自分自身が嫌なことを言われたり、嫌なことをされたりしていることがないかを問う質問、また、自分の周りの友達の中に嫌な思いをしている友達やかわいそうだなと感じる友達がいないかを問う質問、そのほかにも気になっていることや先生に相談したいことを自由に書くことができる質問などが挙げられます。このアンケートに何らかの記載があった場合には、教員が必ず声をかけて、教育相談を実施することにより、児童生徒の心の変化を見逃さないようにしています。

また、相談内容の主なものでございますが、やはり友達から嫌なことを言われる、またはされる、さらに、家庭での出来事、そして、勉強に関することや友達関係に関する不安や悩みなどが主な相談内容となっております。

○議長（新井邦弘君） 大越議員。

○4番（大越勇一君） 教室以外の居場所や学びの機会の確保について伺います。

○議長（新井邦弘君） 丹指導課長。

○指導課長（丹 晴幸君） 現在、町内の小中学校では教室で生活することが困難になった児童生徒に対し、保健室で対応したり、教育相談室を提供したり、別室登校用の教室を設けるなどして、多様な学びの場を提供しております。こうした場所では、担任だけではなく、学年主任や教務主任、生徒指導主事や管理職が分担をしながら、学習支援を行っております。また、先ほども申し上げたとおり、オンライン会議システムを活用した不登校支援も一般的になりつつあり、教室以外の学びの場は多様化しております。

さらに、不登校が長期化する場合には、利根町の適応指導教室であるとねっ子広場を紹介し、学校以外での学びの場を提供しております。

○議長（新井邦弘君） 大越議員。

○4番（大越勇一君） とねっ子広場の現状について伺います。

○議長（新井邦弘君） 丹指導課長。

○指導課長（丹 晴幸君） 令和3年度にとねっ子広場を利用した児童生徒の数は12名となっております。今年度は1学期までに利用した人数が6名となっております。

とねっ子広場なのですが、町の図書館の2階に開設されておりましたが、現在は図書館の空調工事に伴い、利根町役場5階の会議室を会場として支援を行っているところです。

○議長（新井邦弘君） 大越議員。

○4番（大越勇一君） 他市町村では、不登校支援だったり、特別支援教育などの学校が抱える諸問題について総合的に支援する教育センターなどが一般的に設置されるようになっていると聞いておりますが、利根町においては、そのような設置計画があるのか伺います。

○議長（新井邦弘君） 海老澤教育長。

○教育長（海老澤 勤君） 大越議員がおっしゃいますように、少子化にありながら右肩上がりで伸びている数字が、三つございます。一つが不登校の児童生徒数、一つが特別支援の児童生徒数、もう一つがいじめの認知件数でございます。こうした教育課題に総合的に学校を支援する体制として、利根町教育センターの設置を考えております。

令和5年統合利根小学校がスタートします。そのときに空いた文間小学校あるいは文小学校のいずれかに、町の適応教室とねっ子広場を移動、設置し、子供の学校復帰を支援したいと考えます。

不登校の主な原因として、無気力、漫然とした不安ということが上位に挙げられています。学校という場に関心が向かないのか、あるいは勉強、学習に心が動かないのか、あえて向き合うことを避けてしまっているのか、あるいは友達と関わることに抵抗があるのか、それは、子供一人一人の心の内を探らないと分かりません。コロナ禍にあって、漫然とした不安という心のありようも増えつつあるのかもしれないかもしれません。学校以外の場で心を休ませて、自分の学校復帰を考え、自分の進路を見詰めさせていきたいと考えております。

先ほど原因として挙げました、無気力、漫然とした不安、このことを取り除いてあげること、このことに主眼を置いたときに、とねっ子広場の関わり方も見直す必要があるのではないかと考えています。午前中、山崎議員が取り上げていましたeスポーツ、これも不登校に教育効果があると言われております。気力を高めること、何事にもやる気を持たせること、その子が毎日の活動の中で達成感を味わったり、友達と協力をして何かを成し遂げる経験、そういった実経験、実体験を学校以外の場で設けられたらいいのかなと考えています。

そんなときに、子供自身に主体的に1日の活動計画を立てさせたり、1年後、2年後の長期的なビジョンを持たせたり、目的意識を持たせた活動を教育センターの中で、とねっ子広場の中で展開していきたいと考えています。現在、図書館の2階を借りて個別の学習支援、今は役場の5階ですけれども、果たして勉強だけでいいのかと。空いた学校に適応教室を移動させれば、多様な教育活動が可能となってきます。

国の教育センター整備指針なるものがございます。そこには、運動場やスポーツ活動、体験活動の実施に関わる配慮、もう一つが、情報機器、通信ネットワーク等の設置、充実を求めています。例えば、体育館を使っての運動はもちろん、校庭の隅を使って農作物を植える、収穫をする、あるいは、eスポーツをする、サイクリングの計画を立てる、キャンプ活動などの計画実践を取り入れる、そういった活動意欲が高まるような心の鍛錬が可能な場を設置できると考えています。

適応教室、勉強だけでなく、教育センターの設置で、子供の気力、活力をも育てていきたいと考えております。

○議長（新井邦弘君） 大越議員。

○4番（大越勇一君） カウンセラーや相談員の現状について伺います。

○議長（新井邦弘君） 丹指導課長。

○指導課長（丹 晴幸君） スクールカウンセラーにつきましては、利根町と河内町を担当するカウンセラーが茨城県から派遣されており、今年度は年間23回、町内の小中学校を訪問しながらカウンセリングを行っております。

指導課が雇用する相談員としては、スクールソーシャルワーカー1名、教育相談全般を担当する学校教育相談員が1名、特別支援教育に係る相談を担当する特別支援教育相談員1名の合計3名による教育相談体制を構築しております。

勤務日数等の雇用条件につきましてはそれぞれ異なりますが、学校の相談希望の状況に応じながら、勤務日等を調整し、児童生徒や保護者の支援を行っております。

○議長（新井邦弘君） 大越議員。

○4番（大越勇一君） 総合教育センターは、通所希望者に対する支援だけではなく、これまでに蓄積された知見や技能を生かし、通所を希望しない児童生徒への訪問型支援、シートコンサルテーションの担当など、不登校児童生徒への支援の中核となることが期待されます。また、不登校児童生徒の無償の学習機会を確保し、不登校児童生徒への支援の中核的な役割を果たしていくために、総合教育センターは必要です。文間小学校跡地に総合教育センターが設置されれば、図書館で行われているとねっ子広場とは違った使い方ができると考えます。また、総合教育センターを中核とした地域づくりやコミュニティーの場所として利用することで、地域の活性化が行われます。

今後、総合教育センターを中核とした支援ネットワークの整備、訪問型支援など、保護者に寄り添った支援の拡充が求められますので、教育長を筆頭に指導課長、各学校長の連

携により、不登校児童生徒が主体的に社会的自立や学校復帰に向かうよう児童生徒自身を見守りつつ、不登校のきっかけや継続理由に応じて、その環境づくりのために適切な支援や働き方を行っていただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

次の質問に移ります。

質問事項 3，生活保護制度について伺います。

生活保護は、憲法25条の生存権に基づき、国が最低限度の生活を保障する制度ですが、十分にこの制度について知らずに必要な支援につながらず、さらにコロナ禍において困窮する方々が痛ましい事故や事件に遭われている場合が少なからずあります。

例えば、大阪府北新地で心療内科クリニックに放火された事件、25人が死亡した放火殺人事件ですが、この容疑者の口座には残高が僅かしかなく、昨年と数年前の2回、区役所に生活保護申請の相談をしていたそうです。容疑者は担当者と話し合っていたが、途中でもういいですと言って辞退したこともあり、申請手続の段階で止まっていたようです。

また、昨年3月に、東京で62歳の方が介護した姉を殺害した事件、1人で姉を介護する老老介護の状態で、生活保護を受給して姉を施設に預ける提案を受けていたが、税金をもらって生きるのは他人に迷惑をかける、生活保護を受給してまで生活したくないと受給せず、84歳の姉を殺害。ほかにも、経済的に困窮し、自分を殺してほしいと頼む50歳の母親を殺害した26歳の被告は、生活保護制度を知りませんでした。これらの方々が生活保護につながっていたら、このような悲惨な事件や事故は起こらなかったと考えられます。

SDGsの基本理念である誰一人取り残さない社会の実現のための取組の一つとして、生活保護の現状について伺います。

生活保護相談件数と申請件数の推移について伺います。

○議長（新井邦弘君） 三好福祉課長。

○福祉課長（三好則男君） それではお答えいたします。

まず、生活保護相談件数の推移ですが、令和元年度から令和3年度までの直近の過去3年間の茨城県に報告した相談実績の件数を申し上げますと、令和元年度が21件、令和2年度が14件、令和3年度が11件ございまして、過去3年間では減少傾向にございます。この相談件数は、相談時に具体的な世帯構成や生活状況を聴取し、その後、面談記録票を作成するまでに至ったケースの相談件数になりますので、生活保護の制度や対象要件に関する説明相談は含まれておりません。

次に、申請件数の推移ですが、同じく直近の過去3年間の実績を申し上げますと、令和元年度は20件、令和2年度は12件、令和3年度は8件となっております、相談件数同様、減少傾向にございます。

以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 大越議員。

○4番（大越勇一君） コロナ禍で相談件数や申請件数が増加していると思ひまして、今

回、生活保護について質問をさせていただきましたが、ここ3年間は減少傾向であると伺って意外でした。他の自治体では、福祉事務所窓口での水際と言われる相談に行っても、冷たくあしらったり、申請にたどり着けないという追い返しも頻繁に行われているということです。注意して対応していただきたいと思います。

また、税金に頼らず、自力で頑張って、最後にやっと生活保護を考えるという方も多いと思います。肩身の狭い思いで相談窓口に来て、行政用語が分からないとか、どう自分の状況を説明したらいいのか分からず、申請まではたどり着けないという方もいるかもしれません。職員の方にはもう一步踏み込んでいただき、申請につながるよう指導していただけるよう要望いたします。

災害など緊急時の連絡体制や対応について伺います。

○議長（新井邦弘君） 亀谷防災危機管理課長。

○防災危機管理課長（亀谷英一君） 災害時の情報につきましては、防災行政無線、緊急速報メール、行政アプリ、町情報メール、防災行政無線の放送内容が確認できるフリーダイヤルのテレホンサービスなどを行っております。生活保護世帯の方というよりは、全ての町民に対して情報提供を行ってまいります。

また、平時は、町民の皆様配布した2019年版防災手引や毎月広報とねに掲載している防災掲示板に気象情報や防災対策などの豆知識、また、防災情報などの取得に役立つ町行政アプリの登録についてなどを掲載し、周知啓発を行っており、これらの情報を活用し、災害時に備えていただきたいと考えております。

○議長（新井邦弘君） 大越議員。

○4番（大越勇一君） 行政アプリの利用状況について伺います。

○議長（新井邦弘君） 亀谷防災危機管理課長。

○防災危機管理課長（亀谷英一君） 町行政アプリの利用状況を確認できる手段、また、データはございませんが、今年度、広報とね7月号の防災掲示板に町行政アプリの登録などについて掲載させていただきました。その7月1か月間のアプリのダウンロード件数は88件ございました。また、町行政アプリの登録状況ですが、7月末現在の累計で1,240件の登録となっております。

○議長（新井邦弘君） 大越議員。

○4番（大越勇一君） 生活保護制度の周知や制度を知らない困窮者の救い上げなど、今後の取組について伺います。

○議長（新井邦弘君） 三好福祉課長。

○福祉課長（三好則男君） 生活困窮者の救い上げや把握の方法として、町では、地域と町のつなぎ役として福祉活動を行う民生委員の方などからの困窮者情報を基に、困窮の程度や状況を確認し、まずは、町が社会福祉協議会に委託しております生活困窮者相談において支援を行っております。相談後の支援につきましては、困窮した原因や世帯状況によ

っても異なりますが、社会福祉協議会の貸付制度や茨城県及び茨城県社会福祉協議会が行う各種支援に加え、状況に応じて生活保護制度の相談及び申請へとつなげております。

このように、町では困窮者対策として、地域や社会福祉協議会及び茨城県などと連携し支援を行っておりますので、今後も引き続き地域と関係機関が連携し、互いの情報を共有することで、様々な角度から困窮者の支援を行い、誰一人取り残されない社会の実現に向け、取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 大越議員。

○4番（大越勇一君） 基本的に、生活保護は月1回の締め日と支給日が決まっていますが、今日お金がないとか住む場所がないという状況の場合、本町の対応について伺います。

○議長（新井邦弘君） 三好福祉課長。

○福祉課長（三好則男君） まず、お金がない場合等の相談ですが、町の社会福祉協議会において生活費を支援する小口資金貸付制度がございます。この制度は、生活困窮者の状況に応じて、限度額内において生活費を貸付けする制度で、緊急時の生活困窮者の経済的支援を行っております。また、貸付け支援のほか、食料に困っている場合の緊急時には、社会福祉協議会のフードバンク制度を案内し、食料支援も併せて行っております。

次に、住む場所がない場合につきましては、茨城県と連携し、県内の無料低額宿泊所の空き状況を確認し、生活困窮者の居住場所の確保に努め、支援を行っております。

なお、この無料低額宿泊所は、社会福祉法第2条第3項第8号に規定する生活困窮者のために、無料または低額な料金で宿泊所等を利用させる事業を行う施設でございます。

以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 大越議員。

○4番（大越勇一君） 最短で何日で保護の決定、支給が行われるのか伺います。

○議長（新井邦弘君） 三好福祉課長。

○福祉課長（三好則男君） 生活保護の決定及び支給は、利根町の場合、市とは異なり、町に福祉事務所を設置しておりませんので、茨城県が行っております。このため、まず決定でございますが、申請書類の受理後、原則2週間以内で調査し決定するとしております。ただし状況に応じては、最大30日間まで調査期間を延長し、決定する場合もございます。

次に、支給でございますが、こちらは月に3回、県が定めた保護費の支払日、こちら定例支払日が1回、随時支払日が2回ございまして、保護決定後、いずれかの最短で支払いが可能な日に支給できるよう努めております。

以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 大越議員。

○4番（大越勇一君） 先ほど紹介したような悲惨な事件や事故が発生しております。また、コロナ禍で生活困窮者による自殺の増加も懸念されます。さらに、車を所有している

と生活保護がもらえないとか、借金があると駄目だとか、持ち家があると駄目など、生活保護制度に関する誤解が山積みになっております。こういった誤解のために生活保護をためらい、命を落としたり、事件や事故につながることをないようにしていくことが必要だと考えます。

生活保護については、まだまだ知られていないことが多くあります。これは、私たち国民の権利です。制度の周知に、利根町としても力を入れていただけるようお願いいたします。

これからも、住民サービスが向上して、町民の皆様が安心して安全に暮らせるまちづくり、「ともに創ろう みんなが住みたくなるまち とね」の実現に向かって取り組んでいただけるようお願いをいたしまして、質問を終わります。

○議長（新井邦弘君） 大越勇一議員の質問が終わりました。

暫時休憩をします。再開を14時35分とします。

午後2時19分休憩

午後2時35分開議

○議長（新井邦弘君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

4番通告、3番片山 啓議員。

〔3番片山 啓君登壇〕

○3番（片山 啓君） こんにちは。4番通告、3番片山 啓です。コロナがまだまだ終息するめどが立っておりません。また、暑い夏はそろそろおしまいになりそうですけれども、コロナもこの暑さと同時に終息してくれることを切に祈ります。皆さんの健康を祈念しております。

それでは今回、私は、2項目ほどについて質問させていただきます。

まず、第1番目に、介護タクシー等について。介護施設等に入所されている方が、病院とかその他に行くときに、介護タクシーや民間救急車など利用せざるを得ない場合があります。その利用料金が非常に高額となり、何らかの助成が得られればという声を聞きます。

これは、ここには介護施設と書いてありますが、病院から病院に転院せざるを得ない。例えば3か月以上一つの病院にいられないと、そうなると、また次の病院に転院しなければならない。その際に、民間救急車等を使用する。また、障害になってしまって、病院ではもう手当てがつかないと。しかし、生活の介護が必要な人には療養型病院というのがありますが、そういう施設に入所されるに当たっても、吸引だとかその他必要のある方は、民間の救急車とか介護タクシーを利用せざるを得ないと。そのような場合に、現在、町はどのような対応を取っているのかをお聞きいたします。

そのほかについては自席にてお伺いいたします。

○議長（新井邦弘君） 片山 啓議員の質問に対する答弁を求めます。

三好福祉課長。

〔福祉課長三好則男君登壇〕

○福祉課長（三好則男君） それでは、片山議員の御質問にお答えします。

介護保険の適用となります、いわゆる介護タクシーは、訪問介護サービスの一つの乗車降車等、介助を行うサービスで、主に通院などを目的として、車椅子を利用している方や寝たきりの方など、乗車や降車で介助が必要な方が車椅子やストレッチャーのままで利用できるものでございます。

介護保険の適用となる介護タクシーを利用できる方は、自宅やケアハウス、有料老人ホーム等で生活されている要介護1以上の要介護者で、1人で公共交通機関を利用できない方などが対象となります。介護老人福祉施設や介護老人保健施設等に入所されている方については、通院に係る送迎は施設の介護サービスとして行うものであり、送迎を行う人件費や車両等に関わる費用は、遠方の医療機関への通院を除き、施設が負担するものとなっております。

議員御質問の介護施設等に入所している方の介護タクシーや民間救急車の利用に対する助成についてでございますが、施設に入所されている方については、通院の際の送迎を施設の介護サービスの一環として受けられるものであるため、現在のところ、町独自で助成を行うことは考えてございません。

以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 片山議員。

○3番（片山 啓君） 介護保険の適用、今ちょっと答弁の中にありましたけれども、介護保険の適用とか、そのほかにまた施設が負担するというような話もありました。

具体的な例を教えてください。具体的な方法。例えば介護保険でやるとか、施設が賄うとか、施設で賄うということは無償でやるということですか。

○議長（新井邦弘君） 三好福祉課長。

○福祉課長（三好則男君） それではお答えいたします。

介護サービスの、そのサービス中に含まれているということでございます。介護サービスの中の一つの仕事として、送迎を行うことが含まれているということでございます。

以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 片山議員。

○3番（片山 啓君） ということは、もう入居の条件に、通院その他についての送迎その他は、費用かからずに含まれているということですか、全ての入居費用の中に。

○議長（新井邦弘君） 三好福祉課長。

○福祉課長（三好則男君） それではお答えいたします。

介護保険の適用となります介護タクシーについては、所得に応じての自己負担額が1割から3割までと決まっております。その負担額は、利用した方が負担するようになります。

○議長（新井邦弘君） 片山議員。

○3番（片山 啓君） そうすると、介護施設に入っている人は、そのサービスを受ければ1割から3割の負担で受けられるということではないですか。

○議長（新井邦弘君） 三好福祉課長。

○福祉課長（三好則男君） おっしゃるとおりでございます。

○議長（新井邦弘君） 片山議員。

○3番（片山 啓君） それでは、療養型病院に入っている人たちが、よその病院に通院しなくてはならないというような状況のときにはどうしたらよろしいですか。

○議長（新井邦弘君） 三好福祉課長。

○福祉課長（三好則男君） 民間の救急車というお話も先ほどございましたが、先ほど申しましたとおり、その施設から通院が必要でというときには、介護サービスの中で介護タクシーを利用できるようになっていますので、この民間救急車についてでございますが、緊急性の低い患者を送迎するサービスでございますので、入退院や通院だけでなく目的を問わずに利用できるケースが多く見られ、介護保険の適用とはなりません。緊急性が高い場合には消防の救急を利用いただき、通院等で利用される場合には介護保険の適用となる介護タクシーを利用いただければと思います。

以上でございます。

○議長（新井邦弘君） 片山議員。

○3番（片山 啓君） 先ほどもちょっと申し上げましたけれども、病院にかかったと、まず初期の段階で。それで手当てを受けて、その病院では症状は固定してしまったのだと。それ以上の進展がなかなか見受けられないけれども、患者としては1人で生活できないのだと。その場合に、民間療養型の病院に入ると、公的にもあるのでしょうかけれども、仮にそういうふうになったときにも、その患者は、最初に入った病院が約3か月で大体今出されてしまうわけですね。

そのときに、ほかの病院にまた入るというときには、救急車、民間救急車を使用せざるを得ないというのが現状みたいなのです。公的な消防の救急車は使えないと。民間の救急車を使ってくれというのが現状みたいなのです。そのときには看護師なども一緒に乗るのですけれども、運転手のほかに。看護師なども一緒に乗るみたいなのですけれども、それで介抱しながら、介護していただきながら、病院に入院すると、他の病院に入院すると。そのときには、民間の救急車。この民間救急車の費用が、非常に高いみたいなのです。それは、保険もかからないというような現状らしいのです。

ですから、その辺のことを御理解していただいているのかということをお尋ねします。

○議長（新井邦弘君） 三好福祉課長。

○福祉課長（三好則男君） 現状でございますが、先ほど答弁させていただきましたとおり、通院、個人の御希望で病院を移られたりとか、そういった場合に関しては、個人で負

担していただくようなことになろうかと思えます。

○議長（新井邦弘君） 片山議員。

○3番（片山 啓君） 今の課長の話は、現状そうだとのことですね。

ですから、こういうときに今後どうするか、町として多少援助するというような方法を考えていただけないかどうか、町長、お願いいたします。

○議長（新井邦弘君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） そういう問題があること自体、分かっていなかった、勉強不足なので。これを見ていますと、結構介護サービスのほうで賄えるという点ぐらいだったのです。これから担当課といろいろ話しながら、少し勉強を深めていって考えてみたいと思っております。

○議長（新井邦弘君） 片山議員。

○3番（片山 啓君） 町長、よろしくお願いいたします。町長が考えろと言えば、職員の皆さん、考えると思いますから。

それでは、2の防災関係について。

前も質問させていただきましたが、避難行動要支援者の個別避難計画の作成状況をお知らせください。

○議長（新井邦弘君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 町では、避難行動要支援者登録制度において、災害時に支援が必要な独り暮らしの高齢者や障害者などの要支援者について、避難行動要支援者登録名簿申請書により、本人及び家族情報のほか、担当民生委員、避難支援者、避難ルート等の情報を登録し、個別の避難計画を作成しております。

○議長（新井邦弘君） 片山議員。

○3番（片山 啓君） 現在把握しておる避難行動要支援者、申請件数、人数を教えてください。

○議長（新井邦弘君） 三好福祉課長。

○福祉課長（三好則男君） 申請されまして登録していただいている方、これ9月1日現在でございますが、228名おります。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 片山議員。

○3番（片山 啓君） 228名ですね。約230名ということですがけれども、この人たちは、この個別避難計画をつくと、あえて要支援者にならない人も出てくると思うのです。大きな災害が起きた場合、この人たちを全部要支援者というカウントで入れておいて、町としてその人たちを全部支援するということは、人的にも非常に厳しいのではないかと思うのです。ですから、この人たちそれぞれの人たちのことをトリアージして、重要度によって、どういうふうに個別に避難してもらうかと、支援するかと、そういうことを現在、各

県、国側もそれを発信していますから、各県でやっていると思うのですが、災害時には公的支援も得られない状況が出てくるのです。

ですから、近所の人たちにも支援していただかなければならないでしょう、民生委員の人たちにも支援していただかなければならないでしょうけれども、民生委員の人も、人によっては10人も抱えているというような人もいるみたいなのです。これ、なかなか個人情報の観点から開示されていないのですけれども、我々には。ですから、詳細は分からないのですけれども、1人の民生委員が要支援者を10人ほど抱えている、そうすると、仮に大震災が来たとか、そのときにとってもその人たちの支援には回っていきませんよね。ですから、国も個別支援計画をつくりなさいと。

この中にも、その228名の中にも避難は自分でできるという人もいるだろうし、近所に家族がいるからその人に頼めるから大丈夫ですという人も、それぞれ調べれば出てくるはずですよね。そういう人たちをちゃんとふるいにかけて、どうしても町がやらなくてはならない、民生委員の方にとか区の防災委員会の方に助けてもらわなければならないという人をトリアージしてほしいのです。

それはなぜかという、命に関わる問題ですから。災害はいつ来るか分からないのです。ですから、よそがやっているのを見てからとか、そういう時間的なルーズなやり方では間に合わない場合がある。一刻も早くやらなければならない。

一刻も早く、その一人一人の気持ち、調査をして、その避難の支援の仕方を文章にまとめておくと、それで、その避難の支援者を個別に決めておいて、その人にこれこれこういう状況ですよということをちゃんと伝えておかなければ、実際の災害があったときには、対応のしようがないと思うのですが、いかがですか。

○議長（新井邦弘君） 三好福祉課長。

○福祉課長（三好則男君） 議員おっしゃるとおり、独り暮らしの高齢者の方や障害者等の要支援者は現在、多数いらっしゃいますが、災害時の体制や支援を考えますと、実際に災害が起きたときに、実際には本当に支援が必要な方の要支援者の絞り込みや把握が今後は重要な上、必要になると考えております。

このため、町では、現在、防災危機管理課と連携しまして、茨城県に先進事例等の照会をお願いしておりまして、また、町独自においても、ほかの自治体の先行事例等、調査するための準備を進めているところでございます。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 片山議員。

○3番（片山 啓君） 今の課長の答弁だと、現在、町では個別避難計画はまだ進めていないということですね。

○議長（新井邦弘君） 三好福祉課長。

○福祉課長（三好則男君） 準備を始めているところでございます。

○議長（新井邦弘君） 片山議員。

○3番（片山 啓君） これもそうなのですから、先ほども言ったように、人命に関わることですから、町長、こういう実際の行動に移していただきたいのです、一日も早く。そういう指令を出していただませんか。

○議長（新井邦弘君） 佐々木町長。

○町長（佐々木喜章君） 個別の避難計画は作成しております。先ほども答弁したとおりです。

○議長（新井邦弘君） 片山議員。

○3番（片山 啓君） 今、課長は、先進の地域の状況を調査している段階だと言っているのですよ。ですから、作成していないのです。

ですから、人命に関わることだから早くやるように指示していただきたいとお願ひしておるのです。

○議長（新井邦弘君） 三好福祉課長。

○福祉課長（三好則男君） 申し訳ございませんでした。避難計画につきましては、作成をしている方が、先ほどお話ししました228名ということでございます。

○議長（新井邦弘君） 片山議員。

○3番（片山 啓君） さっき言った、要するに現在登録されている、申請されている人は分かっているのです。ですから、その中でも、どうしても公的な援助が必要だとか、それをトリアージして、そういう人たちの、自分でも避難できるという人を分別しなければならないわけですよ。

その行動を早く起こしてほしいと言っているのです。

○議長（新井邦弘君） 三好福祉課長。

○福祉課長（三好則男君） 議員おっしゃるとおり、早急に行わなければいけないものだと考えてはおります。

前にも答弁の中で説明させていただいたことがあるのですが、協力していただくその地区も、令和3年度ですと10の地区でしたが、今年度に入りまして五つ増えています。15地区になっております。また、この協力していただける地区についても御説明して、御理解いただいて、増やしていきたいと思っております。

あとは、登録していただく個人、個人情報保護のこともございまして、要支援者において、例えば身体に障害のある要支援者については細かく介護の認定の内容ですとか、あと身体障害者の手帳の等級ですとか障害名等、個々の細かい情報等がございまして、それが隣近所の方々に提供されることについて様々な課題もございまして、そのあたりも、先ほど御説明させていただきましたが、茨城県に確認して、先行事例ですとかを調査をして、できるだけ早い段階で作成を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 片山議員。

○3番（片山 啓君） 町長，分かったよね，今の答弁で。町長の言っている避難行動計画はできているということではないのですから。その辺の認識だけちょっと改めておいてください。まだまだできていないのですから。

それと，2番目に，外国人に対する災害情報の伝達方法，ちょっとお尋ねします。

○議長（新井邦弘君） 亀谷防災危機管理課長。

○防災危機管理課長（亀谷英一君） 現在，町公式ホームページで，茨城県及び公益財団法人茨城県国際交流協会が発行している多言語による災害情報マニュアルを掲載しているところがございます。また，内閣府が外国人のために防災情報の取得方法をまとめたパンフレット等を作成しており，それを住民登録の際にお渡ししております。パンフレット記載のアプリをインストールし，アプリの設定から自国の言語を選択していただくことで，町の災害情報や避難情報などが確認できるようになり，必要な情報を取得することが可能となります。

町といたしましては，今後も外国人の方が災害時に正確な情報を取得できるよう周知啓発を図ってまいります。

○議長（新井邦弘君） 片山議員。

○3番（片山 啓君） コロナで外国人も大分減ってきたのではないかなという感じはしますけれども，まだまだ利根町には在住している外国人が結構いると思います。

ごみ出しの仕方については，私，初めて議員になった頃すぐ質問させていただいたことがあるのですが，そのときにも日本語の方法しか書いていなかったものを多言語化でPRしてほしいということで，今そうなっていると思うのです。ですから，地域でごみの出し方によってはあまりクレームが出ていないのではないかなと思うのですが，それと同じように，外国人の避難行動についての情報も，やっぱり多言語，今，危機管理課長は出しているということで，非常にありがたく思ったのです。

約9か国語ですか，出しているのは。

○議長（新井邦弘君） 亀谷防災危機管理課長。

○防災危機管理課長（亀谷英一君） 住民登録時に，「外国人の方へ災害から身を守ろう」「災害時に便利なアプリとWEBサイト」を配布しております。それぞれ日本語を含めた15か国語に対応しております。この情報を取得していただくことで，気象情報や町からの避難情報などが確認できるようになります。

○議長（新井邦弘君） 片山議員。

○3番（片山 啓君） びっくりしました。9か国語かと思っていましたが，15か国語ですか。

そうすると，大抵現在町に居住している外国人には伝わるということによろしいのですよね。

○議長（新井邦弘君） 亀谷防災危機管理課長。

○防災危機管理課長（亀谷英一君） 留学生が多く通っています外国人の学校に、実際に災害情報の伝達ができているかどうか伺ったところ、留学生の携帯電話の契約携帯が様々で、災害時に正確な情報を取得できているとは言い切れないという現状が分かりました。この状況を踏まえて、利根国際学院、日本グローバルビジネス専門学校、また、LAN INTERNATIONALに、住民登録時に配布しているパンフレットなどを基に、防災情報を取得する方法を日本語の分かる先生に説明して、留学生に周知していただけるよう依頼をいたしました。また、外国人の出身国ごとにコミュニティーがあると聞いておりますので、併せてそこでも周知をお願いしたところでございます。

○議長（新井邦弘君） 片山議員。

○3番（片山 啓君） 今、地域の人たちも、その外国人の人たちとコミュニケーションを取ろうとしてもなかなか取れないのだと、日本語がうまく伝わらないのだというようなことがあって、地域としては外国人が孤立した状態になっていますよね。ですから、なかなかその地域と連携して、防災、減災に携わろうということにはなりづらいのです。

ですから、特に、集団で一軒家を借りて生活している外国人が結構多いわけですがけれども、近所の人たちは、最近あまりトラブルがないということでちょっと安心はしておるのですけれども、災害のときにどうしたらいいのか、日本語が分からないのにどうやってあれしたらいいのかという心配もしている人もいますのです、隣近所の人で。

ですから、そういう人たちにも、日本語を覚えろといっても簡単に覚えられるものではないですし、少しは二つか三つの言葉ぐらい、逃げろとか、そういう言葉が通じるような、コミュニケーションを取れるような方法を、その学院側の経営者の皆さんとか教員の皆さんにもお願いして、外国人も日本で安全に暮らせるというような環境をつくっていただけたらなと思います。

○議長（新井邦弘君） 亀谷防災危機管理課長。

○防災危機管理課長（亀谷英一君） 今後も、留学生出たり入ったりというのがあってと思いますので、定期的に学校のほうにはお伺いして、留学生に周知していただけるように、先生をお願いしたいと考えております。

○議長（新井邦弘君） 片山議員。

○3番（片山 啓君） 先ほど申し上げましたけれども、いずれにしろ、防災関係はそれぞれの人の命に関わることなので、早くしなくてはいけないし、的確でなくてはいけないので、皆さんも十分分かっていると思いますので、行動を早く起こすということが大事だと思いますので、今後とも取組、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（新井邦弘君） 片山 啓議員の質問が終わりました。

○議長（新井邦弘君） 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。
明日9月6日も、午前10時から本会議を開きます。
本日はこれで散会いたします。
お疲れさまでした。

午後3時03分散会